

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 H I R A S E I 遊 水原店  
所在地 阿賀野市市野山228番地1  
設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他1者
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 1,050㎡  
(変更後) 1,407㎡
    - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
      - ア 駐車場の収容台数  
(変更前) 39台  
(変更後) 55台
      - イ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・面積 43.6㎡  
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・面積 67.6㎡
      - ウ 廃棄物保管施設の位置及び容量  
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・容量 3.96㎡  
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・容量 5.88㎡
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)
      - ・株式会社ひらせいホームセンター  
午前9時00分から午後10時00分  
(変更後)
      - ・株式会社ひらせいホームセンター  
午前9時00分から午後10時00分
      - ・株式会社メガネスーパー  
午前9時00分から午後10時00分
    - イ 荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分  
(変更後) 荷さばき施設1、2 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日  
平成31年11月30日
- 4 届出年月日  
平成31年3月29日
- 5 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間

平成31年4月12日から平成31年8月12日まで

- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール [ngt050020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050020@pref.niigata.lg.jp)